平成２１年（再ロ）第２号
岐阜県美濃加茂市加茂野町加茂野628番地７
再生債務者　田井　良信
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月13日まで
平成22年４月22日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（再ロ）第６号
長野県松本市出川３丁目２番29号
再生債務者　今井　勝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月19日まで
平成22年４月21日　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（再ロ）第１１０号
大阪府守口市藤田町１丁目52番６号
再生債務者　柴田　隆
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月19日まで
平成22年４月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１６号
大阪府枚方市香里ケ丘６丁目10番地の９
再生債務者　武田　昂輔
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月19日まで
平成22年４月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第２号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕1641番地の70
再生債務者　枡井　利男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月20日まで
平成22年４月22日　奈良地方裁判所五條支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第２７号
京都府八幡市男山美桜９番地８―５棟507号
再生債務者　吉田　恭兵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月21日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２１年（再ロ）第２１号
大阪府泉南郡熊取町五門西２丁目12番20号
再生債務者　森　賢一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月19日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１１号
鹿児島市武岡５丁目32番65―35号
再生債務者　九万田　忍
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月21日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２０年（再ロ）第４号
山口県美祢市美東町大田5490番地３
再生債務者　森宗　邦夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月21日　山口地方裁判所

平成２１年（再ロ）第１７号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央３丁目４番21号
再生債務者　綟川　康夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月20日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（再ロ）第１５号
京都市山科区川田欠ノ上５番地16
再生債務者　野々村京子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月22日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２１年（再ロ）第１０１８５号
埼玉県鴻巣市神明３―３―１
再生債務者　廣三　潤
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成22年４月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１００１６号
神奈川県秦野市堀西46―１
再生債務者　㟢地　義治
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成22年４月21日
東京地方裁判所民事第20部

官公庁及び公共団体

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月十二日
掲載貢　一〇八頁（号外第七十八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月十二日
掲載貢　一〇八頁（号外第七十八号）

平成二十二年五月六日
宮城県仙台市宮城野区榴岡五丁目一二番五号
（甲）株式会社楽天野球団
代表取締役　島田　亨
宮城県仙台市宮城野区榴岡五丁目一二番五号
（乙）株式会社楽天スポーツプロパティーズ
代表取締役　池田　敦司

合併公告
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年七月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十二年三月二十四日に終了しております。
一、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
二、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までに、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月三十日
掲載貢　一五〇頁（号外第一六〇号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十六日
掲載貢　九十貢（号外第一一五号）
平成二十二年五月六日
東京都中央区日本橋二丁目五番一三号
（甲）ヒューリック株式会社
代表取締役　西浦　三郎
東京都中央区銀座二丁目二番二号
（乙）千秋商事株式会社
代表取締役　清水　孝修
東京都千代田区神田錦町三丁目二三番地
（丙）芙蓉総合開発株式会社
代表取締役　冨岡　良介